

令和8年度 公益財団法人亀山市地域社会振興会 事業計画

振興会は、三重県知事から「公益財団法人」の認定を受け、文化振興事業、市民交流を目的とした事業、振興会が所有する青少年研修センター及びスポーツ研修センターの管理運営など様々な公益を目的とした事業を実施し、地域社会の健全な発展に寄与してきました。

令和8年度は、亀山市から指定管理者の指定（文化会館及び中央コミュニティセンター、都市公園108施設と有料公園施設（亀山公園野外ステージ）並びに石水溪キャンプ場3施設の合計114施設）を受けて第5期目の3年目となり、これまで以上に利用者のニーズに沿った施設活用や質の高いサービスの提供、コストを意識した効率的、効果的な管理運営に努め、利用者に親しまる施設づくりを行ってまいります。

このような状況を踏まえ、振興会は市民の皆さんが「亀山に住んでよかった」、「これからも亀山に住み続けたい」と感じていただけるようなまちづくりの一翼を担っていきたくと考え、次の6つの基本方針を掲げ取り組んでまいります。

基本方針

1 公益目的事業の充実と更なる推進

文化振興を目的とした自主文化事業の開催、市民交流を目的とした事業の開催、研修センターの管理運営など様々な公益を目的とした事業を実施し、地域社会の健全な発展に貢献します。

2 サービスの向上及び利用の拡大

施設を管理運営するにあたり、公平性、中立性、透明性を確保しつつ、市民のご意見、ご要望等を取り入れながら利用者の視点に立ったより質の高い管理運営に取り組み、サービスの向上と利用の拡大を図ります。

3 安全・安心、快適な施設づくり

日常点検の励行と法令等で定められた定期点検などを実施し、高い水準での施設の維持管理に努め、利用者が安全・安心、かつ快適に利用できるよう万全を図ります。

4 市民・地域との連携・協働の強化

市民や地域団体などと連携・協働を図りながら各事業を展開し、地域に密着した利用しやすい拠点的な施設づくりを目指すとともに、地域力、市民力の向上に貢献します。

5 財団の持続的な発展と経営の更なる安定化

職員の能力向上や専門スタッフの配置などを行い、組織全体をレベルアップさせるとともに、入場料・利用料金収入などの収入を確保しつつ、効率的・効果的な運営に努め、経営の更なる安定化を図ります。

6 環境に配慮した事業運営

安全水準やサービス、クオリティを維持することを前提に事業を効率化するため、エネルギーの合理化による省エネに努めます。また、資源を有効活用して地球に優しい事業運営を行う等、SDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指します。

事業計画

1 公益目的事業

公益を目的に、文化振興事業、市民交流を目的とした事業、研修センターの設置及び管理運営、施設及び公園の維持管理、貸館事業の5つの事業を実施し、地域社会の健全な発展に貢献します。

(1) 文化振興事業

鑑賞型、参加型、育成型事業の三つを柱に特色ある自主文化事業を開催し、市民文化の向上及び文化の振興を図ります。

①鑑賞型事業

優れた舞台芸術をより多くの市民に低廉な料金で鑑賞できる機会を提供します。

この鑑賞型事業は、特定の文化に偏らず子ども向け、若者向け、高年齢向け等様々なジャンルの催物を開催し、市民が年に一度はこの事業にご来場していただけるよう取り組みます。

(ア) クラシック等音楽コンサート

2月28日（日）	みんなでつくる亀山オペラ～ヘンゼルとグレーテル
----------	-------------------------

(イ) 子ども向け催物

12月20日（日）	しまじろうコンサート
-----------	------------

(ウ) ニューミュージック系コンサート

6月27日（土）	相川七瀬コンサート
----------	-----------

(エ) 演歌/歌謡ショー

10月	亀山歌の祭典（中澤卓也クラス）
-----	-----------------

(オ) 大衆向け催し物

11月	かめやま寄席
-----	--------

2月	岩崎宏美コンサート
----	-----------

(カ) 映画鑑賞会

9月	優秀映画鑑賞推進事業
----	------------

(キ) その他

10月	ワンコインコンサート（和楽器）
-----	-----------------

12月	ワンコインコンサート（マリンバ、ピアノ、パーカッション）
-----	------------------------------

②参加型事業

これまでの経験や培ったノウハウを生かし、個人や市民団体などが参加できる催物を開催します。

この参加型事業は、文化の交流と市民参画の機会の提供を目的に、様々な形態による催物を開催し、市民文化活動の向上を図るとともに、地域の活性化に繋がります。

(ア) 文化会館フェスタ

5月23日(土) 24日(日) 6月13日(土) 14日(日)	文化会館を使って市民の自主企画、団体等の発表の参加を募り、市民の発表の場を設ける。 5月23日・24日：舞台発表の部 6月13日・14日：企画事業及び展示の部
------------------------------------	---

(イ) NHK全国学校音楽コンクール（三重県コンクール）

8月6日（木）	合唱の全国コンクールに向けた県予選会。市内の学校(小・中・高)と連携し、合唱のレベルアップを図る催し物
---------	---

(ウ) 亀山 JAZZ FESTIVAL2026

9月26日(土) 27日(日)	2日間亀山市文化会館をメイン会場に7カ所程度のサブ会場を使って実施。一般公募アマチュアバンド60団体とプロのバンドで街を音楽で盛り上げる。
-----------------	---

(エ) さいまつコンサート

12月6日(日)	第1部：地元音楽団体の発表の場の提供 第2部：ベートーヴェン「第九」の発表
----------	--

(オ) KMJ 亀山ミュージックジャンボリー2027

3月14日（日）	出場するバンドを一般公募し、一次審査、ライブ審査で勝ち残った10チームのバンドによる競演
----------	--

(カ) 亀山ミュージカル

11月	亀山市に残るヤマトタケルの神話を題材にしたミュージカルを実施。11月15日(日)には亀山公演、11月29日(日)には三市交流事業で御所公演(奈良県)を実施。
-----	--

(キ) かめ・ぶんフェス2027

3月7日（日）	地域芸能団体を紹介するイベント。一般公募による地域芸能団体とプロの演奏家のコラボレーション、さらに他地域の芸能団体を招聘し、交流を図る。
---------	--

(ク) アウトリーチ活動

7月(予定) 9月(予定) 10月(予定) 11月(予定)	小学校や中学校などに出向いて、プロによる合唱指導、演奏会やワークショップなどを通じて、これからの文化活動に興味を持つ人材を育成します。7月、10月合唱指導 9月、10月ふれあいコンサート 11月ふれあい落語
--	---

③その他の事業

鑑賞型、参加型事業の他、文化会館の施設・設備の良さや特性など生かした独自の事業を開催し、今後の利用促進に繋がります。

(ア) 5月大型連休ふれあいプラン

5月3日（日）～ 5日（火祝）	5月の大型連休に、子ども自由画コンテストやワークショップなど、親子で参加できる催し物を企画
--------------------	---

(イ) スタインウェイを弾いてみませんか！

4月、8月	文化会館保有のスタインウェイを開放し、市民に低廉な価格で気軽に親しんでいただく企画。4月、8月各月2日づつの実施
-------	--

(ウ) 亀山ミュージックギャザリング2026

8月16日（日）	亀山で活動しているバンドの発表と交流の場を創出する
----------	---------------------------

(エ) 避難訓練付き公演

1月	「公演の最中に災害が発生したら」という設定で実施する避難訓練付き公演
----	------------------------------------

(オ) イルミネーション

12月 1日（火）～ 26日（土）	文化会館前広場でイルミネーションを実施
----------------------	---------------------

(2) 市民交流を目的とした事業

市民のふれあい交流を目的とした事業を開催することで、地域社会の健全な発展に貢献します。

①都市公園の自主事業（花しょうぶまつりの開催等）

市の花である「花菖蒲」を市民により一層親しまれるもの、身近なものとして感じていただけるようPRするとともに、市民の憩いの場及びふれあい交流の場として、今年も6月7日（日）に亀山公園花菖蒲園で「花しょうぶまつり」を開催します。

このまつりは、今回で27回目となります。まつりを開催するにあたっては、ボランティアで実行委員会を組織し、花菖蒲の栽培指導、写真コンテスト、写生大会をはじめ、各種出店など計画し、市民交流を図るとともに、地域の活性化にも貢献します。

また、その他の自主事業については公園の利用促進や市民の健康増進を目的とした自主事業として、連休中のキッチンカーの招聘や、ノルディックウォーキング等を企画しています。

②石水溪キャンプ場施設の自主事業（石水溪まつりの開催等）

鈴鹿川の支流の安楽川水系にある雄大な鈴鹿連峰の溪谷で、市内随一の景勝地の一つである石水溪の素晴らしさを市民の皆様にも知ってもらおうとともに、市民のふれあい交流を目的として、今年も秋頃に石水溪キャンプ場で「石水溪まつり」の開催を予定しております。

このまつりは、今回で16回目となります。まつりを開催するにあたっては、地域団体等のボランティアで実行委員会を組織し、子どもを対象にした絵画コンクール、宝さ

がし、マスつかみなどのお楽しみ会や、ミニウォーキング、ネイチャークラフト、みつまたを使った紙すき体験など石水溪ならではのイベントを行い、市民交流を図るとともに、地域の活性化にも貢献します。

また、令和6年度から施設の利用期間がオールシーズンになったことにより、これまで利用できなかった11月～3月の期間の施設利用促進を図るため、従来の自主事業に加え、様々な事業に取り組みます。

まずは、「竹灯りの制作体験教室」です。令和6年度の終盤に始めたこの事業には、市内外からたくさんの方に参加いただき、大好評だったことから今年度も引き続き開催します。

この他にも、家族を対象としたキャンプイベントや、7座トレイル事業を亀山市やDMOカメラヤマモデル、市民団体と協働し、利用者に満足していただける事業を実施いたします。さらに、広報活動として利用案内及び企画事業の情報を市内の企業や団体、学校などに発信を行い、さらにリピーターを増やすためLINE会員登録者を増やします。また、SNS発信を充実させるとともに亀山市観光協会等と連携して市外への情報発信も行います。

(3) 研修センターの設置及び管理運営

青少年研修センター及びスポーツ研修センターを振興会が設置し、管理運営することにより市民サービスの向上、福祉の増進を図ります。また、令和8年4月1日から両センターにおいて維持管理費等の上昇に伴い、施設使用料の改定を行います。

①青少年研修センターの設置及び管理運営

青少年の社会教育の振興と健康の維持・増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、文化の向上に寄与することを目的に同施設を設置し、管理運営します。

②スポーツ研修センターの設置及び管理運営

市民の健康維持・増進と体位向上を図り、武道等の奨励・研修並びに社会体育の普及発展を図ることを目的に同施設を設置し、管理運営します。

(4) 施設及び公園の維持管理

亀山市から第5期目の指定管理者の指定を受けた3年目の年（指定管理期間5年）として、文化会館及び中央コミュニティセンター、都市公園108公園施設と有料公園施設（亀山公園野外ステージ）、石水溪キャンプ場3施設の合計114施設の維持管理を行います。維持管理を行うにあたっては、利用者が安心、安全かつ快適に利用できるよう万全を図るとともに、必要最小限の経費で最大の効果が発揮できるよう効率的、効果的に実施します。

①文化会館及び中央コミュニティセンターの維持管理

文化会館では、これまで長きに亘る実績と技術のノウハウを生かした施設管理に努め、利用者のニーズに沿った施設活用や質の高いサービスの提供に心掛けるとともに、施設及び設備が機能及び性能等を常に発揮できるよう維持管理に努めます。

また利用者が安全、安心して利用できるよう日常点検の励行と専門業者による定期的な点検を実施し、安全確認及び不良箇所の早期発見と迅速な対応に努めます。

②都市公園の維持管理

都市公園では、市内各所に点在する公園を効果的に維持管理するため、都市公園ネットを活用し、地域住民の要望等を取り入れます。他にも、アダプトプログラムや子ども会といったボランティア団体とも協力して環境美化に努めます。また、刈草の処理について、独自のコンポスト化も含め、研究・検証を進めます。

③石水溪キャンプ場施設の維持管理

石水溪キャンプ場施設では、令和6年度から引き続き、1年を通して一般供用を行います。バンガロー施設、屋内研修施設に空調設備が設置されたことにより、多くの利用ニーズにお応えできるよう価格改定と利用区分の細分化を行い、積極的なPRにより利用者増に努めます。

(5) 貸館事業

亀山市から指定管理者の指定を受けた施設と振興会が所有する青少年研修センター及びスポーツ研修センターの貸館事業を行います。

貸館を行うにあたっては、公平性、中立性、透明性を確保するとともに、高齢者、障がい者にも配慮するなど利用者の視点に立ったよりきめの細かい運営サービスを提供します。

2 収益事業

振興会の安定した運営を図るために、機関紙「財団たより」の発行、駐車場の経営、切手類の販売など収益事業を行います。

(1) 財団たよりの発行

毎月1回、広告収入で振興会の機関紙である「財団たより」を発行して、管理運営施設の案内や事業などを掲載して市民へのPRを図ります。

(2) 駐車場の経営

井田川駅前、井田川駅西、野村団地前駐車場を月極有料駐車場として経営し、利用者の利便を図ります。また、令和8年4月1日から維持管理費等の上昇に伴い、月極有料駐車場料金の改定を行います。

(3) 切手類の販売

郵便切手、はがき、収入印紙等を販売し、利用者の利便を図ります。

3 法人管理事業

評議員会・理事会に関すること、定款及び諸規程の改廃に関すること、職員の勤務条件及び給与に関すること、予算及び決算に関すること、入金及び支払事務に関すること、行政庁に対する定期報告事務に関すること、亀山市等との連絡調整に関することなど法人全体を統括する事務事業を行い、組織の円滑な運営を図ります。